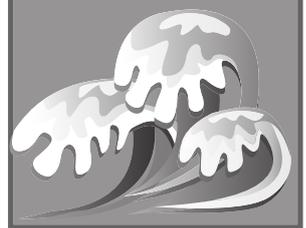


大雨、台風シーズン到来

気象情報に注意して

早めの防災対策・避難行動をとりましょう



これからの時期は、梅雨前線の発生や台風接近の影響で、大雨、洪水、暴風による自然災害が発生しやすい季節となります。普段から洪水、土砂災害について家族や近所の人と話し合い、いざというときは防災気象情報を活用し、早め早めの防災行動をとるようにしましょう。

大雨による災害は全国で毎年発生

季節の変わり目には、梅雨前線や秋雨前線が停滞し、しばしば大雨を降らせます。また、7月から10月にかけては日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風などをもたらします。とくに傾斜の急な山や川が多い日本では、台風や前線による大雨によって、崖崩れや土石流、川の氾濫などが発生しやすく、人々の生命が脅かされるような自然災害が、毎年のように発生しています。

こうした災害を防ぐため、国や県、市では砂防設備の整備や河川の氾濫を防止するための治

水工事など、様々なハード面での防災対策を行っています。自然の脅威を抑えることは困難です。

昨年発生した「7月豪雨」では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、全国で死者224人、行方不明者8人の人的被害、52,033棟の住家被害が発生するなど甚大な被害となりました。県内初となる大雨特別警報が郡上市にも発表され、市内では住家9戸が床上浸水する被害が発生しました。

ハザードマップで

危険箇所を確認

市では、土砂災害防止法に基

づき、岐阜県が指定した土砂災害警戒区域等を表示したハザードマップを全戸に配布しています。ハザードマップとは、過去に発生した災害の被害状況をもとに、台風や集中豪雨による洪水、崖崩れや土石流などの大規模自然災害における被害発生状況を予測し、地図に書き込んだものです。

ハザードマップには、河川が氾濫した場合に浸水が予想される地域、土砂災害が発生する危険性のある地区（土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域など）や、避難場所、避難所が示されていますので、あらかじめ知っておくことで、早めに避難行動をとったり、危険を回避して移動したりすることができず。災害が発生したときに、自分

が利用すべき指定緊急避難場所はどこか、安全な避難経路または、危険箇所はどこかなどを、家族や地域の中で、日ごろから確認しておきましょう。

自分の命は自分で守る 早めの防災行動を

防災気象情報に注意を
災害から命を守るためには、普段から災害に対する備えをしておくことや、危険を感じたら自ら早めに避難するなど、自分の命を守るための防災行動を起こすことが重要です。

● 早めの避難行動を

市では、「大雨・洪水警報」や「土砂災害警戒情報」などを受け、ハザードマップなどに基づく危険な区域の住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令しますので、速やかに避難行動をとってください。

気象庁では、みなさんが早めの防災行動をとれるよう、大雨や台風などに関する防災気象情報を随時提供しています。命に危険が及ぶおそれがある現象が予想される場合には、数日前から「警報級の可能性」や「気象情報」を発表していますので、これらの情報に注意してください。その後の危険度の高まりに応じて、段階的に「注意報」、

「警報」が発表されます。また、数十年に一度の大雨となる非常事態が予想される場合には「特別警報」が発表されます。大雨や洪水の「警報」が発表されたら、「土砂災害警戒情報」は、土砂災害発生

されたら、「土砂災害警戒情報」にも注意しましょう。この「土砂災害警戒情報」は、土砂災害発生



7月豪雨で増水した吉田川(八幡町小野)

は、安全なルートで避難場所へすぐに避難してください。
 河川の氾濫や土砂災害などの災害は一気に起こるため、避難が遅れると命にかかります。天候が荒れてからでは、移動も大変になりますので早い段階から避難するようにしましょう。
 また、既に災害が発生していたり、暴風や大雨等により避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしたりする場合には、近隣の堅牢な建物などへの緊急的な移動や、屋外に出るこ

とさえ危険な場合は自宅の2階以上の、崖や沢からできるだけ離れた部屋等に移動(垂直避難)したりするなど、少しでも命の助かる可能性が高い安全確保行動をとるようにしてください。

家屋の補強は早めに 不要な外出は避ける

雨が降ったり、風が強くなったりする前に、窓や雨戸はしっかりと閉め必要に応じて補強する、側溝や排水溝は掃除して水はけをよくしておく、風で飛ばされそうなものは飛ばないように固定したり、家の中に格納したりするなど、家の外の備えをしておきましょう。雨や風が強くなつてからでは、外での作業は危険です。

また、悪天候のときは、交通機関がストップしたり、通行止めが発生したりするおそれがあるので外出は控え、外出している人は、天候が荒れる前に早めに帰宅するようにしましょう。河川や農業用水が増水した様子を確認する行為は危険ですので絶対にやめましょう。

参考：気象庁・内閣府・岐阜県ホームページ

問い合わせ先：総務部総務課
TEL 67・1833・2

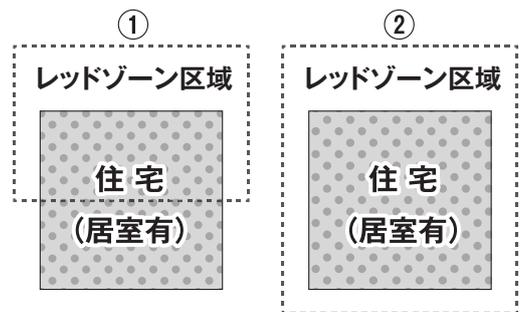
土砂災害特別警戒区域内の居住用住宅建替等工事への助成制度のお知らせ

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」により、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において住宅の建築を行う際には、一般的な住宅よりも壁や基礎の構造を強化する必要があります。

このため市では、レッドゾーン区域内の1戸建て住宅（併用住宅も含む）であって、自らが居住するための居室を有する建築物（以下「住宅」）の新築、増築、改築（以下「建替等」）する際の支援として、建替等工事費のうち壁や基礎などの強化工事費の一部（上限110万円）を助成しています。

助成対象になる場合

- 住宅の建替等前の位置が右記の①または②の場合で、建替等後も右図の①または②となる場合
※敷地に対するレッドゾーンの割合は問いません。
- 建替等が建築基準法施行令第80条の3及び平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものであること。
- 都市計画区域内外は問いません。



助成対象にならない場合

- 住宅が、建替等前はレッドゾーン内に位置していたが、建替等後はレッドゾーン外に位置することとなる場合
- 住宅が、建替等前はレッドゾーン外に位置していたが、建替等後はレッドゾーン内に位置することとなる場合
- 建築物が、建替等の前後において、自らが居住するための居室を有しない場合

助成制度やレッドゾーンの確認について

- 助成制度の対象となるかの確認等については、都市住宅課にご相談ください。
※今年度の助成制度の受付上限は、2件程度です。
- 自宅がレッドゾーン区域内であるかは、都市住宅課まで問い合わせいただくか、インターネットサイト「ぎふ山と川の危険箇所マップ」で確認することができます。

問い合わせ先 建設部都市住宅課 ☎ 67-1814 FAX 65-3825
 (郡上市八幡町初音1727-2 岐阜県郡上総合庁舎2階)